

# 生涯学習の推進

## 1 概 要

近年の急激な社会構造の変化（少子高齢社会・情報化社会等）を背景とした学習需要の多様化に伴い、社会教育行政においては、身近な生活の場所で誰もが、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、ハード、ソフト両面の条件整備が求められています。

そこで、松本市教育振興基本計画に掲げる、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」の実現に向け、多世代の多様なニーズに応じた学習機会や施設等の充実を図り、誰もが豊かな人生を送り、活躍できる生涯学習社会を目指します。

## 2 重点施策

### (1) 生涯学習の推進

- ア 学習情報の収集と提供
- イ 地域の人的・物的資源の発掘と連携による特色ある地域づくりの促進
- ウ 自発的活動の支援
- エ 生涯学習の啓発
- オ 市民活動などのコーディネート

### (2) 社会教育施設の整備等

- ア 地区公民館等の整備・改修
- イ 町内公民館の整備促進

## 3 事業の内容

### (1) 公民館活動の推進（「Ⅱ 公民館の学びを通した地域づくり」参照）

社会教育・地域づくりの拠点として公民館を活用・整備し、学習機会の充実と松本らしい地域づくりを目指した活動を推進しています。

### (2) 生涯学習の推進

#### ア 松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」の実施

##### (ア) 経過

市民と職員がパートナーとなり、協働して街づくりを進めるため、出前講座を開講しています。市が行っている業務や政策の中から、市民の生活に密着したものなど144講座をメニュー化し、要望に応じて担当職員等が地域に出向き講座を実施しています。

##### (イ) 現状

市の関係課等の協力を得て、講座の新設や見直し等を行っています。

令和6年度実績 497回 20,589人参加

実施した主な講座は、交通安全、防災、子育て、健康等

#### イ 生涯学習情報誌「学びの森いんふおめーしょん」の発行

市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習支援登録団体及び関係機関の情報を収集して、町内回覧、公共施設での配布及び市ホームページにより情報提供を行っています。

(ア) 発行回数

年3回（5月、9月、1月）

(イ) 主な掲載内容

- ・生涯学習情報 ..... 市民が参加できるイベントに関する情報
- ・生涯学習ファイル ..... 市内近郊で活動している団体の会員募集情報

ウ 生涯学習支援登録制度による情報提供

市民の多様な生涯学習を支援するため、地域に在住する専門的な知識・経験を有する指導者や自発的活動を行っているグループ等の情報を登録し、市ホームページ等を利用した情報提供を行っています。

[登録数]（令和6年度末現在）

指導者 159名、グループ 388団体

エ 若者の居場所「フリースペース」開設

若者の居場所として、中央公民館2階フリースペースを開放するとともに、地区公民館では3地区（松南・四賀・梓川）に加えて、令和6年度から新設した7地区（庄内・第三・城東・白板・島内・芳川・寿）でも引き続き開放します。

(ア) 利用者数（人）

	中央	松南	四賀	梓川	庄内	第三	城東	白板	島内	芳川	寿
R4	6,409	213	-	700	-	-	-	-	-	-	-
R5	12,649	674	-	2,220	-	-	-	-	-	-	-
R6	22,532	1,582	947	3,605	303	1,867	3	64	7	46	16

(3) 社会教育施設の整備等

社会教育・地域活動の充実に寄与することを目指して、中央公民館及び地区公民館（35館）等の社会教育施設を整備しています。重点課題として施設の機能維持、ユニバーサルデザインの導入、エコ改修に取り組んでいます。

ア 社会教育施設等の整備状況（令和6年度実施）

区分	事業名	事業内容	事業費（千円）
社会教育施設	Mウイング整備事業	中間改修第3期工事（全4期）を行いました。 個別施設計画に基づき、中間改修の実施設計を行いました。	155,265
	Mウイング中間改修工事実施設計		7,260

イ 町内公民館整備補助金

町会が所有・管理する町内公民館の整備等について、補助金による支援を行い、一定の負担軽減を図ります。また、整備等による各施設の機能維持・充実をとおして、町会における社会教育、その他多様な住民活動に寄与します。

令和3年度から、一般改修の補助率を現行の1／2から2／3へ引き上げ、解体補助（補助率1／2、限度額200万円）を新設する等の要綱改正を行い、支援の充実を図っています。

(ア) 町内公民館整備補助金交付制度概要（令和7年度）

区分		補助率	限度額
建物	新築	未設置町会等	2/3 1,000万円（福祉関連含む）
		既設置町会等	1/2 1,000万円（福祉関連含む）
	改築		1/2 1,000万円（福祉関連含む）
	増築		1/2 600万円 ただし、新改築時補助を受けている場合は、400万円
	改修	2/3	一般改修（500万円）
		2/3	福祉関連・耐震補強（500万円）
	既設置建物取得		1/2 800万円
	未設置建物取得		2/3 1,000万円
	土地	敷地取得	2/3 1,000万円 (建築基準法に基づき適正面積で計算) 1回のみ
借地・借家		1/2 5万円	
解体除却		1/2 200万円	

※ ただし、2館目以降の限度額は、上記の金額の8割とする

(イ) 補助金交付件数

年度	新築	改築	増築	改修	解体	取得		福祉	耐震	借地	借家	合計件数	金額
						建物	敷地						
R4	0	1	0	97	1	件	件	件	件	件	件	件	千円
R5	1	1	1	73	3	0	1	7	0	33	2	122	98,648
R6	0	2	0	105	3	0	0	9	0	33	3	155	108,366

ウ 重要文化財旧松本高等学校校舎耐震化事業

平成22年度に実施した耐震予備診断の結果において、基準値を満たさない項目があったため、文化庁が定めた「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に沿い、耐震化事業を行いました。

平成26・27年度に耐震基礎診断を実施。平成28年度は壁の耐久力実験を行い、データに基づいた補強案を作成しました。また、重要文化財旧松本高等学校保存活用計画策定委員会を設置し、建物の保護と活用の方針を検討し、防災計画を含めた保存活用計画の策定をしました。

平成29年度は文化庁指導のもと、「糸魚川-静岡構造線断層帯」を起因とする地震動を考慮した追加の耐震基礎診断を実施し、その結果を踏まえた耐震補強工事の実施設計を行いました。

平成30年度から令和2年度まで講堂、令和2年度から5年度まで本館の耐震補強工事を実施し、令和6年度に耐震工事報告書を作成・刊行し、耐震化事業の記録及び成果を広く周知・公開しました。

#### (4) 青少年ホームの活動

平成27年に勤労青少年福祉法が改正され、勤労青少年ホームの設置根拠が削除されたことに伴い、条例を改正して、平成29年4月から名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームと改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から15歳以上35歳未満の青少年一般としました。なお、令和7年度からは市長部局こども若者部若者参画課に移管されました。

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援しています。

また、若者が成長し社会で活躍できるように、若者の多様な社会参画を進めています。

ア コーディネーターと連携し、若者が参加しやすい講座・イベントの実施

イ 若者に人気のある運動・文化系の講座「ヤングスクール」の実施

ウ 青少年の将来の選択肢を広げることを目的としたキャリアアップセミナーの実施

エ 若者が自由に過ごし、交流できるゆるやかな居場所スペースとして「若者カフェ」の開設

オ ひきこもりの若者に対し、家族及び支援者、地域住民が気持ちを理解し、支援することを目的とした「ひきこもり支援研修会」の実施

カ 若者がまちづくりに参加するためのスキル養成と発表を行う「松本若者会議」の参加・協力

キ 青少年ホーム利用者の会の自主活動、所属クラブの育成・支援

ク 若者の職業生活や人生問題等に関する相談事業「若者お悩み相談室」の開設

ケ 二十歳の対象者で構成する実行委員会による、ハタチの記念式典の企画、運営の実施

#### 青少年ホームの活動状況

年度	登録者数 (人)	平均年齢 (歳)	開館日数 (日)	利用状況(人)		
				計	ホーム	体育館
R4	167	27.4	297	6,149	3,820	2,329
R5	185	27.7	295	6,275	3,610	2,665
R6	162	27.2	291	6,115	3,490	2,625

#### (5) 松本市ハタチの記念式典

二十歳の方々の門出を祝い励まし、故郷松本の良さを再認識することで、将来松本にUターンし活躍する若者を増やすことを目的に、毎年開催しています。平成29年度（平成30年松本市成人式）から、教育委員会が担当で取り組みました。また、令和7年度からは、市長部局こども若者部若者参画課に担当が移管されました。

ア 年度別参加者

年度	令和3年度 (令和4年成人式)	令和4年度 (ハタチの記念式典)	令和5年度 (ハタチの記念式典)	令和6年度 (ハタチの記念式典)
参加者	1,801人	1,740人	1,736人	1,705人

イ 成年年齢引き下げについて

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、これまで「成人式」として行ってきた式典について、令和5年1月開催式典から、「ハタチの記念式典」に名称を変更しました。対象については、従来通り成人の日の前年4月2日からその年の4月1日までに20歳になる方を対象としています。